

**宮城県議会議会改革推進会議
報告書**

令和4年11月

宮城県議会議会改革推進会議

目 次

1	議会改革推進会議の位置付け	1
2	今期の推進会議の検討項目及び検討経過	1
3	検討結果	1
	■検討項目1 議会庁舎のバリアフリー化の推進	2
	■検討項目2 特別委員会の在り方	3
4	終わりに	4

資料編

〔資料1〕	宮城県議会議会改革推進会議運営要綱	5
	(参考) これまでの議会改革に関する検討状況	7
〔資料2〕	宮城県議会議会改革推進会議委員名簿	9
〔資料3〕	議会改革推進会議の検討経過	10
〔資料4〕	議会改革推進会議における検討項目候補	11
〔資料5〕	宮城県議会庁舎バリアフリー対応状況点検に基づく 対応方針	12
〔資料6〕	特別委員会の設置と調査結果の取扱いに係る都道府県議会 アンケート調査結果	17
〔資料7〕	特別委員会の在り方について(各会派の意見)	20

1 議会改革推進会議の位置付け

議会改革推進会議（以下「推進会議」という。）は、平成21年6月に宮城県議会基本条例（以下「条例」という。）が制定されたことに伴い、議会改革を継続的に推進するため、地方自治法第100条第12項及び宮城県議会会議規則第129条第1項に規定する「協議等の場」として平成21年7月10日に設置され、議会改革の推進に関する基本的事項の協議又は調整を行っている。

〔資料1〕〔資料2〕

2 今期の推進会議の検討項目及び検討経過

今期の推進会議は、令和4年1月21日に委員指名後初めての会議が招集されてから、同年10月21日までの期間中、合計9回にわたり会議を開催し委員間討議及び参考人意見聴取を行った。〔資料3〕

検討項目については、各会派からの提案を基に委員間で討議した結果、「議会庁舎のバリアフリー化の推進」と「特別委員会の在り方」の2項目とすることとした。〔資料4〕

検討に当たって、「議会庁舎のバリアフリー化の推進」については、7月27日から29日の3日間で、県内4つの障害者団体の方々に当事者の視点から議会の傍聴環境等を実地点検していただき、その結果を基に、9月2日に参考人意見聴取を行い、改善を要する箇所等についての御意見を伺った。また、「特別委員会の在り方」については、各都道府県議会に対し調査特別委員会の報告書の取扱い等に関するアンケート調査を行った。

3 検討結果

この報告書は、「議会庁舎のバリアフリー化の推進」及び「特別委員会の在り方」の2点の検討項目について、各会派間で合意に至った事項を取りまとめたものである。

■ 検討項目 1 議会庁舎のバリアフリー化の推進

(1) 現状等

本県議会では、車いす対応の傍聴席やヒアリンググループ（難聴者の聞こえを支援する設備）、オストメイト対応の多目的トイレを設置するなど、これまでも庁舎のバリアフリー化を進めてきた。

一方、本年7月に県内4つの障害者団体の方々に議会庁舎の施設・設備を点検していただいたところ、合わせて77項目の要改善点が指摘された。その箇所は、傍聴席のみならず、庁舎の出入口や案内表示板、階段、トイレなど多岐にわたっている。〔資料5〕

なお、指摘された項目のうち12項目は、既に対応済である。

(2) 今後の方向性

既に対応済のものを除く65の改善を要する項目は、対応が比較的容易なものや予算措置を伴うもの、庁舎の建替時に検討を要するものまで様々であることから、これらの項目を経費や施工の難易度等を考慮しながら、時系列順に下記の4つの段階に分け、計画的に改善を図っていくべきとの結論で一致した。

なお、この区分に関わらず、状況等によって前倒しして取り組むことができる項目については、速やかに対応することを検討すべきとの方向性を確認した。

段階	件数	主な箇所（詳細は資料5参照）
令和4年度中の対応を目指すもの	21	<ul style="list-style-type: none">・正面玄関階段・東側通用口段差箇所の段鼻のマーキング施工・受付の案内表示（各種マーク）の掲示・県議会ホームページにおける傍聴案内の充実
令和5年度までに対応を目指すもの	7	<ul style="list-style-type: none">・多目的トイレの手すり・蛇口の改善・受付カウンターへの音声案内付センサーの設置・庁舎内石階段部分の段鼻へのマーキング施工
計画的な対応を目指すもの	22	<ul style="list-style-type: none">・多目的トイレの改善（ユニバーサルシートやオストメイト対応設備の設置等）・傍聴席内階段の手すりの改修・音声情報の文字化（タブレット・モニター等）
庁舎の建替時等に対応を検討するもの	15	<ul style="list-style-type: none">・傍聴席へセンサリールームの設置・狭く急勾配な傍聴席階段の改善・触図の案内板の設置

■ 検討項目 2 特別委員会の在り方

～調査特別委員会の設置数及び報告の在り方～

(1) 現状等

① 調査特別委員会の設置数，付議事件，定数及び構成員

調査特別委員会の設置数，付議事件及び定数は，各会派政務調査会長会議で検討した上で，議会運営委員会で決定している。その運用に当たっては，各会派政務調査会長会議の申し合わせで，設置数や委員数，設置時期・期間について柔軟な取扱いができるようになっている。

近年は，設置数が5で推移しているが，付議事件は必ずしも固定してはならず，その時々々の社会情勢等を踏まえたものとなっている。また，メンバーは，正副議長及び監査委員に選出された議員を除いた議員により構成されている。

② 報告書の取扱い

委員会から議長へ提出された報告書は，平成29年以降，議長から知事，教育委員会教育長及び警察本部長宛てに参考送付されている。

一方，各都道府県議会へのアンケート調査の結果，特別の場を設けて知事等に報告書を手交している事例や，執行部から対応状況の報告を求めている事例が確認された。〔資料6〕

(2) 今後の方向性

① 調査特別委員会の設置数，付議事件，定数及び構成員

現在の調査特別委員会の設置数の取扱いは適切であることを確認するとともに，今後も，現状どおり，柔軟な対応を可能とすべきとの結論で一致した。また，付議事件及び定数は，従来どおり，各会派政務調査会長会議で検討し，議会運営委員会で決定するとともに，構成員は，現状どおり，正副議長及び監査委員に選出された議員を除いた議員とすべきとの結論で一致した。〔資料7〕

② 報告の在り方

報告書の内容がより一層県政に反映されるものとするため，報告書は参考送付とせず，議長から知事等に手交するとともに，執行部が報告書の内容を政策立案の参考にした場合は，所管の常任委員会等において報告するよう求めるべきとの結論で一致した。〔資料7〕

なお，報告書が，二元代表制の一翼を担う議会による政策提言に更にふさわしいものとなるよう，作成に当たっては，これまで以上に内容の精査に努めるものとするべきとの方向性を確認した。

4 終わりに

今期の推進会議では、議会庁舎のバリアフリー化の推進と特別委員会の在り方の2つの検討項目について討議を重ねてきた。

議会庁舎のバリアフリー化の推進に関しては、障害者の方々の視点からの御意見を踏まえながら、計画的に議会庁舎の施設・設備の改善を進めていくとともに、議会事務局職員による案内対応の充実を図ることにより、県民に開かれた県議会として、傍聴環境の更なる向上に取り組むべきとの姿勢を示したものである。

また、特別委員会の在り方については、調査特別委員会の報告書を議長から知事等に直接手交することとし、政策立案時や事業の進展等に応じて執行部から報告を受けることにより、議会からの提言がより一層県政に反映されることが期待される。

今期の推進会議の検討項目については、一定の方向性を示すことができたが、宮城県議会基本条例の理念等を踏まえながら、今後も継続的に議会改革に取り組まなければならないことを申し添え、報告書の結びとする。

■ 宮城県議会議会改革推進会議運営要綱

(設置)

第一 議会改革の推進に関する基本的事項の協議又は調整を行うため、宮城県議会に、議会改革推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(構成)

第二 推進会議は、議員のうちから各会派の推薦を受けて議長が指名する委員をもって構成する。

(任期)

第三 委員の任期は、指名の日から翌年の最後に招集される定例会の開会の日までとする。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、前二項の規定にかかわらず、後任者が指名されるまで在任する。

(委員長及び副委員長)

第四 推進会議に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、推進会議の事務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第五 推進会議は、委員長が議長の承認を得て招集し、これを主宰する。ただし、委員の任期満了に伴う新たな委員の指名後、最初に開催される推進会議は、議長が招集する。

2 推進会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員は、やむを得ない理由により推進会議に出席できない場合は、その代理者を推進会議に出席させることができる。

(協議又は調整事項)

第六 推進会議は、次に掲げる事項について協議又は調整する。

一 議会改革の推進に関する事項（議会運営委員会の担任事項を除く。）

二 その他委員長が必要と認める事項

(分科会等)

第七 議会改革の推進に関する基本的事項について円滑に協議又は調整するため、必要があるときは、推進会議に分科会等を置くことができる。

2 分科会等は委員長が指名する委員をもって構成する。

3 分科会等の名称、人数、協議又は調整事項等運営に必要な事項については、推進会議で定める。

(議長への報告)

第八 委員長は、推進会議を開催した都度、速やかに、推進会議の協議の経過及び結果を議長に報告するものとする。

(会議録)

第九 委員長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成するものとする。

- 一 開催日時及び場所
- 二 出席委員の氏名
- 三 議題及び議事の要旨
- 四 その他委員長が必要と認める事項

(委任)

第十 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成二十一年七月十日から施行する。

附 則

この要綱は、平成二十二年六月三十日から施行する。

附 則

この要綱は、平成二十四年三月十六日から施行し、改正後の宮城県議会議会改革推進会議運営要綱の規定は、この要綱の施行の際現に在任する宮城県議会議会改革推進会議委員の任期について適用する。

附 則

この要綱は、平成二十七年二月三日から施行する。

(参考)

■ これまでの議会改革に関する検討状況（平成7年以降）

	組織の名称	組織の性格	設置期間	構成委員	検討事項	主な検討内容
1	議会改革 検討委員会	議長の諮問 機関 (設置要綱)	H7.10～ H8.12	各会派から 1人以上で、 10人以内	議会情報公開、 議会運営等に 関する諸事項 について	①情報公開要綱の制定（H9.4から情報 公開を実施） ②本会議の会議時間の変更 （午前10時から午後5時までとする。） ③本会議の応招議員に係る費用弁償 は、日額とし、土・日・祝は原則と して支給しないこととする。 ④県政調査費交付要綱の制定
2	地方分権 議会制度 対策特別 委員会	特別委員会 (法定)	H12.7～ H13.6	〈全会派 10人〉	地方分権及び 議会機能強化等 に関する諸施策 について	①議会事務局の組織改編 （調査課を政務調査課とし、政務調査課に 政策法令班を新設し、3班体制とする。） ②「宮城県議会における政務調査費の 交付に関する条例」の制定
3	議会改革 検討委員会	議長の諮問 機関 (設置要綱)	H13.8～ H15.3	〈全会派 9人〉	議会運営、議会 の経費節減等 について	①議員宿舍や議会バスの廃止等によ る議会の経費節減 ②議会広報テレビ番組の製作や、IT 化の一環として議会LANを構築 し、議会広報の充実等を図る。（経 費節減分を活用）
4	議会改革 推進会議	議員全員 参加の任意 検討機関 (規約)	H15.10～ H19.4	議員全員 63人	地方分権の推進 や分権時代にふ さわしい議会の あり方について	①一問一答方式の試行。対面演壇の導 入。 予算・決算特別委員会での説明用パ ネルの使用を認める。 ②事務局立法スタッフの増員を図る。 また、委員会で条例制定のために有 識者から意見を徴する場合の経費 を予算化する。 ③地方自治法の一部改正（H18.6公布。 改正内容：臨時会の招集請求権、委員会 制度に関する事項、専門的知見の活用 等）に応じた議会とする。
5	議会改革 推進調査 特別委員会	特別委員会 (法定)	H20.7～ H21.6	自民6人 改革2人 社民1人 公明1人	宮城県議会基本 条例の制定に 向けた検討	平成21年6月定例会に宮城県議会基本 条例を提案し、全会一致で可決
6	議会改革 推進会議	「協議等 の場」 (運営要綱) ※議会基本 条例の制定 を受け、平 成21年6月 定例会で自 治法の「協 議等の場」 として設置	H21.7～ H23.12～ H27.11 H28.3～ R1.11	～H23.6 〈全会派 14人〉 〈全会派※ 15人〉 <small>※1人会派は併せて 1会派とカウント</small> 〈全会派 14人〉	議会改革の推進 に関する事項 （議会運営委員 会の担任事項を 除く。）	○H21.7～H25.11 ・議会運営委員会と役割分担しなが ら、条例の具体化に向けた検討 ・議員提案条例の見直し、議員選出監 査委員に係る検討 ○H26.2～H27.11 ・宮城県議会震災記録誌（東日本大震 災の議会の対応記録並びに検証及び提 言）の作成 ・宮城県議会災害対応マニュアルの検討 ○H28.3～H29.2 ・政務活動費の在り方に係る検討 ○H29.3～H29.11 ・議会における住民参加（傍聴環境、県民 との意見交換会）に係る検討

	組織の 名称	組織の 性格	設置 期間	構成委員	検討事項	主な検討内容
				R1. 12～ 〈全会派 15人〉		<p>○H29. 12～H30. 11</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会におけるICT活用の可能性の検討 ・議会基本条例に基づく取組の検討 ・大学との連携の検討 <p>○H31. 1～R1. 9</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常任委員会の所管部の編成及び運営のあり方の検討 ・「予算調製方針の説明」の実施のあり方の検討 <p>○R2. 1～R2. 11</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「予算調製方針の説明」の実施のあり方の検討 ・投票率の向上に向けた取組の検討 ・議事録のあり方の検討 <p>○R3. 1～R3. 11</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会改革の検証

■ 宮城県議会改革推進会議委員名簿

自由民主党・県民会議	◎	畠山和純
		藤倉知格
		池田憲彦
		佐々木幸士
		横山隆光
		伊藤吉浩
		松本由男
みやぎ県民の声		境恒春
		佐々木奈津江
日本共産党宮城県会議員団		大内真理
公明党県議団		遠藤伸幸
社民フォーラム県議団	○	岸田清実
無所属の会		渡辺忠悦
21世紀クラブ		吉川寛康
緑風会		高橋啓

(◎は委員長，○は副委員長)

■ 議会改革推進会議の検討経過

日付	内 容
令和4年 1月21日(金)	議会改革推進会議（1回目） ○正副委員長の互選（畠山和純委員長，岸田清実副委員長） ○議会改革推進会議における検討項目について
3月 1日(火)	議会改革推進会議（2回目） ○議会改革推進会議における検討項目について
3月16日(水)	議会改革推進会議（3回目） ○議会改革推進会議における検討項目について
4月21日(木)	議会改革推進会議（4回目） ○議会庁舎のバリアフリー化の推進について ○特別委員会の在り方について
6月28日(火)	議会改革推進会議（5回目） ○議会庁舎のバリアフリー化の推進について ○特別委員会の在り方について
7月27日(水) ～29日(金)	県内障害者団体による議会庁舎バリアフリー対応状況点検
9月 2日(金)	議会改革推進会議（6回目） ○議会庁舎のバリアフリー化の推進について（参考人意見聴取） ○特別委員会の在り方について
9月20日(火)	議会改革推進会議（7回目） ○議会庁舎のバリアフリー化の推進について ○特別委員会の在り方について
10月 6日(木)	議会改革推進会議（8回目） ○報告書骨子案について
10月21日(木)	議会改革推進会議（9回目） ○報告書案について
11月17日(木)	議会改革推進会議報告書提出 ○正副委員長から正副議長に報告

■ 議会改革推進会議における検討項目候補

※ 内は今期の検討項目

- 1 議会庁舎のバリアフリー化の推進
- 2 県議会傍聴者アンケート調査
- 3 会議録の早期公開
- 4 特別委員会の在り方
- 5 監査委員制度の抜本的な充実・強化
- 6 応招旅費の支給

宮城県議会庁舎バリアフリー対応状況点検に基づく対応方針

1 対応済のもの（12項目）

点検箇所	意見及び対応策
(1) 出入口	<p>①自動扉の閉まる速度がやや速い。(障) 【対応策】業者に依頼し、閉まる速度がゆるやかになるよう調整済</p> <p>②正面玄関を入った段階で現在地や受付カウンターの位置がガイダンスされる音声情報があると良い。(センサー式で、難聴の盲ろう者でも聞き取りやすい音声案内にしてほしい。)(聴①) 【対応策】入口付近で守衛が案内する</p> <p>③案内板が少なく感じられた。また建築物の特徴である色(茶色)に対し、見えやすい明めの案内板があると動きやすい。(聴②) 【対応策】入口付近で守衛が案内する</p> <p>④正面玄関に「宮城県議会庁舎」の表示板があれば良い。(聴②) 【対応策】正面玄関から少し離れた場所には設置済み。入口付近で守衛が案内する</p>
(2) 受付 カウンター等	<p>⑤貸出用の車いすは自走できる標準型のものがあると良い。(障) 【対応策】自走式の車いすを配備済</p> <p>⑥傍聴受付までの点字ブロックによる動線の確保が必要。弱視者に配慮した色の案内表示をしてほしい。(聴①) 【対応策】受付職員がサポートする。</p> <p>⑦受付正面に設置している花瓶は、目が不自由な方などの場合、落とす可能性があるため移動が必要。(聴①) 【対応策】目の不自由な方が接触しない場所へ移動済</p>
(3) 案内表示板	<p>⑧入口から案内表示場所まで点字ブロックが繋がっていない。(聴①) 【対応策】受付職員がサポートする</p>
(4) エレベーター	<p>⑨エレベーター乗り場ボタン前にあるごみ箱は操作の障害となるため、各階とも撤去もしくは移動する。(障) 【対応策】ボタン操作の支障とならない場所へ移動済</p>
(5) 傍聴席	<p>⑩車いす利用者には、ろう重複の者もいるため、手話通訳者の配置が必要になった場合の対応を検討する必要がある。(障) 【対応策】事前申込により議会側が手話通訳を手配し対応する</p> <p>⑪議会運営委員会室の傍聴席は記者席の奥に配置されており、動線が長いこと、入口近くに設置してほしい。(障) 【対応策】車いす利用者の傍聴席は入口近くに確保する</p> <p>⑫音声通訳(盲ろう者の耳元で、通訳介助員が復唱する通訳方法)を受ける環境への配慮、理解が必要。(聴①) 【対応策】職員が座席を誘導し、他の傍聴人に状況説明する</p>

注 かつこ内は意見を述べた下記の団体を表す。

(障) : 社会福祉法人 宮城県障がい者福祉協会

(視) : 公益財団法人 宮城県視覚障害者福祉協会

(聴①) : 一般社団法人 宮城県聴覚障害者福祉会

(聴②) : 一般社団法人 宮城県聴覚障害者協会

2 令和4年度中に対応を目指すもの（21項目）

点検箇所	意見及び対応案
(1) 敷地内の通路	①議会前駐車場から正面出入口へのスロープ（鉄板）の上端に段差がある。また雨天時、鉄板製は滑りやすいと思われる。（障） 【対応案】 段差側に段差解消スロープを設置する
(2) 出入口	②正面玄関階段中央部にある黄色マーキングを階段の全面にマーキングしてほしい。（障） 【対応案】 注意喚起のため段鼻全面に黄色マーキングを施工する ③正面玄関脇の壁面に設置されている夜間呼び出しボタンが高いところに設置されており、見えにくい。（障） 【対応案】 ボタン位置は変えられないが、マーキング等で見えやすくする ④手指消毒液の足踏式は利用出来ないため、センサー式の設置が望ましい。（障） 【対応案】 正面出入口等にセンサー式の手指消毒液を設置する ⑤東側通用口に数センチの段差ある。夜間は視認性が低くなるので、注意喚起表示又は段差解消をしてほしい。（障） 【対応案】 注意喚起のため段鼻に黄色マーキングを施工する ⑥3階渡り廊下の扉が重いので改修又は職員呼び出し等の連絡手段がほしい。（障） 【対応案】 扉脇の防災センター連絡用インターホンを活用し、防災センターから総務課へ連絡をしてもらい、職員が対応する
(3) 受付 カウンター等	⑦傍聴受付の記載台は車イスでは利用出来ない。記載台は足下のクリアランスがあるものが望ましい。（記載台を使用できない場合、クリップボード等を使用し記載する方法でも対応可能。）（障） 【対応案】 足下のクリアランスのある机を配置する ⑧耳マークの掲示や筆談対応ができると良い。（聴①）（聴②） 【対応案】 1階総合受付に「耳マーク」「筆談マーク」を掲示し対応する ⑨傍聴席にヒアリンググループがあることがわかるよう、ヒアリンググループマークの掲示があると良い。（聴①） 【対応案】 1、5階の傍聴受付に「ヒアリンググループマーク」を掲示する ⑩ヒアリンググループの説明文も掲示等してほしい。（聴①） 【対応案】 1、5階の傍聴受付に「ヒアリンググループマーク」の説明文を掲示する ⑪傍聴受付の案内標示は張り紙が多くわかりにくいので、ポイントをしばった短文の案内を掲示してほしい。また、受付窓口の立ち位置をはっきりとしてほしい。（聴②） 【対応案】 説明文を整理するとともに来聴者が戸惑わない様に丁寧に対応する
(4) 案内表示板	⑫エレベーター、トイレのマークを掲載した案内表示板がほしい。（聴②） 【対応案】 1階総合受付脇の案内表示板に「エレベーターマーク」「トイレマーク」を掲示する ⑬「ごあんない」と表記されているが、「ご案内」と漢字表記の記載が良い。（聴②） 【対応案】 「ご案内」と漢字表記のシート等を貼り付ける
(5) トイレ	⑭温水洗浄装置に点字表示がないため、取り付けてほしい。（視） 【対応案】 点字シールを取り付ける ⑮各階に4階に障がい者用トイレがある情報を表示してほしい。（聴①） 【対応案】 障害者用トイレがある場所の表示を充実させる

点検箇所	意見及び対応案
(6) 傍聴席	<p>⑯「身障者傍聴席」と表示されているが、他の自治体を参考に名称を変更してほしい。(障)</p> <p>【対応案】「多目的傍聴スペース」等に変更する</p> <p>⑰4階車いす用傍聴席入口にドアストッパーがあると良い。(障)</p> <p>【対応案】傍聴席を出入りする際に扉を固定できるドアストッパー等を準備する</p> <p>⑱1階傍聴受付で、貸出用の補聴器があることを予め説明して欲しい。機能説明のパンフレットがあると良い。(聴①)</p> <p>【対応案】1階傍聴受付に補聴器貸出案内を掲示し、パンフレット等を備え付ける</p> <p>⑲職員から、傍聴する前に貸出用の補聴器について十分な操作説明が必要。(聴①)</p> <p>【対応案】傍聴者の要望に応じて操作説明をする</p> <p>⑳避難が必要な時に、避難が必要となる理由を文字化してわかるように情報を提供してほしい。(聴②)</p> <p>【対応案】避難の理由を明示したボード等を作成する</p>
(7) その他	<p>㉑館内のバリアフリー案内、事前申込みの要否、手話通訳者の派遣等、ホームページに傍聴に関する案内がほしい。(障)</p> <p>【対応案】ホームページにわかりやすく掲載する</p>

3 令和5年度までに対応を目指すもの（7項目）

点検箇所	意見及び対応案
(1) 受付 カウンター等	<p>①呼び出しボタンは上肢不自由者が、押下できない場合がある。(障)</p> <p>【対応案】音声案内付センサーを設置する</p> <p>②人が不在の場合はアナウンスを流す、基本的には人が常駐する等の対応が必要。不在の場合、呼び出しボタンは触れて分かりやすい位置に設置してほしい。(障)</p> <p>【対応案】音声案内付センサーを設置する</p>
(2) 階段	<p>③階段の段鼻にフローアと区別しやすい色を付けてほしい。(石階段)(視)</p> <p>【対応案】注意喚起のため段鼻にマーキングを施工する</p>
(3) トイレ	<p>④便座に座って右側の手すりが短い。手すりやトイレットペーパーの位置も利き手や介助者による対応など違いがあるので、両側にあると良い。(障)</p> <p>【対応案】短い側の手すりを長いものに変更する</p> <p>⑤手洗いの蛇口はセンサー式が良い。(障)</p> <p>【対応案】センサー式に変更する</p> <p>⑥手洗い場の水を流す時のレバー操作は、レバーを上げる方式に変えてほしい。(障)</p> <p>【対応案】センサー式に変更する</p>
(4) 傍聴席	<p>⑦貸出用補聴器のコイルのモードと周囲の音も拾う標準モードが同時に使える機能がほしい。(聴①)</p> <p>【対応案】対応機種を購入し配備する</p>

4 計画的な対応を目指すもの（22項目）

点検箇所	意見
(1) 敷地内の道路	①点字ブロックは周囲路面とブロックとのコントラストをつけてほしい。(障) ②出入口の階段の始点と終点について、段に寄ったところにも警告ブロックを設置してほしい。広い段差の部分にも点字ブロックがあると分かりやすい。(聴①)
(2) 出入口	③正面玄関脇にあるスロープの左側に手摺を設置してほしい。(障)
(3) 受付 カウンター等	④筆談対応は筆談ボードや音声認識アプリを入れたタブレットがあると良い。またそれを表示するディスプレイが準備されていると良い(聴①)(聴②) ⑤コミュニケーションの支援として、職員も手話を学ぶ機会があれば良い。(聴②)
(4) 案内表示板	⑥案内等の情報量が多くあるので、現在の案内表示板に加えて、議会からのお知らせ等の文字情報放送を、電光掲示板等で見られるようにしてほしい。(障)(聴②)
(5) 階段	⑦階段の段鼻にフローアと区別しやすい色を付けてほしい。(石階段以外)(視)
(6) エレベーター	⑧エレベーター内の音声案内は聞き取りやすいものとし、ボタン表示は弱視者に見やすい大きな表示にしてほしい。また凹凸のあるボタンや文字等にして、触れて認識できるようにしてほしい。(聴①)
(7) トイレ	⑨トイレの洗浄ボタンが靴べら式になっており押しづらい。また左側にある非常ボタンと近いため混同してしまうので、位置とボタン形状を再検討してほしい。(障) ⑩便房形状が細長で、トイレ内での車いす転回が困難なため、導線上に扉開閉ボタンを移動してほしい。(障) ⑪非常ボタンを大きくしてほしい。また、車いすや便房から転倒しても操作できる低い位置にも設置が必要。(障) ⑫鏡は傾斜鏡ではなく、大型の平面鏡を洗面器上端から取り付けてほしい。(障) ⑬トイレまでの点字ブロックによる動線の確保やトイレ入口での音声ガイダンス、男女別が弱視者に分かるサインなどの案内表示が必要。(障) ⑭4階の障がい者トイレは比較的広いためユニバーサルシートがあるとよい。難しい場合は、最低限ベビーベッドの設置を検討してほしい。(障) ⑮4階の障がい者トイレに大型のオストメイト対応設備を設置してほしい。(障)
(8) 廊下	⑯全体的に照明が暗い。(障) ⑰絨毯敷きは車いすで移動し辛い。(障) ⑱手すりの設置が望ましい。(障)
(9) 傍聴席	⑲手話が分からない聴覚障害者のために、音声情報を文字化し、手元のタブレット等で見たり情報をモニターに表示をするなど検討してほしい。(聴①) ⑳5階傍聴席の階段に設置されている手すりが、途中で切れており、移動する際は注意が必要。(聴①) ㉑5階傍聴席の階段に、段がはっきりわかるように段鼻に見やすい印や足で感じるサインをつけてほしい。(聴①) ㉒ヒアリンググループでは、発言の仕方によって聞き取りにくい話し方がある。聞き取りやすい話し方について、議会関係者の理解と協力が必要である。(聴①)

5 庁舎の建替時等に対応を検討するもの（15項目）

点検箇所	意見
(1) 出入口	①正面玄関のドアが建物と同様の茶色となっているため、わかりやすい色にしてほしい。(聴②)
(2) 受付 カウンター等	②【手話マーク】を1F総合受付、5F傍聴受付に設けてほしい。(聴②) ③受付職員も手話が出来ると良い。(聴②)
(3) 案内表示板	④案内表示板は、コントラストのはっきりした表示と見えやすい文字や色で表示をしてほしい。(聴①) ⑤来聴者が自ら、案内を確認したいという盲ろう者もいるため、触図があると良い。(聴①) ⑥各階エレベーターホールの案内表示板をもっと大きくしてほしい。(障)(聴②)
(4) 階段	⑦階段が急傾斜で注意が必要。(視)
(5) トイレ	⑧車いす使用者が利用する場合など、介助者等が入られるスペースがあると良い(障)
(6) 傍聴席	⑨4階車いす用傍聴席入口扉の間口がやや狭いため、改善が望ましい。(障) ⑩4階車いす用傍聴席のスペースが狭く、傍聴者が多い場合すれ違いが難しいため、大規模改修や改築の際に改善を希望する。(障) ⑪子ども連れや音声通訳など、傍聴中音を発しても問題のないセンサリールームの設置をお願いしたい。(障) ⑫5階の傍聴席は階段が狭く急勾配であり、白杖が階段と座席の隙間に入ってしまう可能性があり、危険と感じた。(障)(視)(聴①) ⑬現在の手話通訳者の配置位置は、傍聴席の端になっており、議長席等から離れていることから視線の移動が大変である。傍聴席から議長など発言席を見たときに、その線上にあることが望ましい。(議場内演壇横でも良い)(聴①)(聴②) ⑭近い距離で行う触手話ができるテーブル等の設置、弱視手話通訳や筆記通訳が見えやすいスペースや明るさの確保が必要。(聴①) ⑮5階傍聴席のサイドに文字情報を表示するモニターテレビ設置してほしい。(聴②)

特別委員会の設置と調査結果の取扱いに係る
都道府県議会アンケート調査結果

1 アンケート調査の実施概要

- (1) 照会先 46 都道府県議会
(2) 回答率 95.7% (44 / 46)

2 特別委員会の設置

(1) 設置についての基準・申し合わせの有無

約半数の議会(23)が基準又は申し合わせがあると回答しており、内容は、委員定数や任期、正副委員長及び委員の各会派別割当等について定めている。

基準等がある	23
基準等はない	21

(2) 構成議員

約半数の議会(24)が議長等特定の職にある議員を構成対象から除いている。

また、約4分の1の議会(12)は、構成議員の数に上限を設けているが、これらの議会のうち多く(9)は、設置数が0~2で、特定の職にある議員を除くものではないが、議員1人当たりの所属委員会数は0.4未満となっている。

全議員により構成	3	除外される者	議長	24
一部の者を除外	24		副議長	14
構成議員数の上限を設定	12		議選監査委員	6
設置の都度、人数を設定	4		議会運営委員	3

3 特別委員会の調査結果の取扱い

(1) 調査結果の報告

約9割の議会(39)が調査結果を議場で報告するか、報告書の作成を行っており、その中の約6割(23)は両方を行っている。

その他と回答した議会では、議場報告と併せ、原則として、提言内容を決議又は意見書として議決している。

議場報告と報告書作成	23	} → (2) の回答対象
議場報告のみ	8	
報告書作成のみ	7	
その他	1	
特にとりまとめせず	4	

(2) 調査結果の執行部への通知等

- ① 約7割の議会(28)で、何らかの方法で調査結果を執行部に伝えている。

その中には、文書での通知は行っていないが、調査結果の報告を通じて執行部との共有を図っているとする議会や、特別委員会ごとに通知を行うかを判断している議会があった。

通知等を行っている	28
特に何もしていない	15



実施内容(複数回答)

報告書をそのまま送付	14
報告書とは別に提言、要請 又は意見書等として通知	8
その他	9

- ② 執行部への通知方法のうち、特別の場を設けて知事等に手交しているのは5議会(山形県、福島県、三重県、兵庫県、山口県)であり、多くは書面の送付や議場での報告書配布としている。

(3) 執行部からの対応状況の報告

5議会(静岡県、広島県、山口県、長崎県、大分県)において、対応状況の報告を執行部に求めている。(別表のとおり)

(4) その他の取組事例

山形県議会では、特別委員会の調査・審議を踏まえ、議会運営委員会及び特別委員会の正副委員長で構成する政策責任者協議会で調整を行い、全議員で構成する政策提言会議で「政策提言」を決定し、知事に手交している((2)②の5議会の1つ)。

別表 執行部に対応状況の報告を求めている議会の事例

	執行部からの回答・報告時期（期限）	回答・報告の方法	回答の議員への配布方法	県民への公表方法	回答・報告を求める期間
静岡県	報告書提出の ①翌年度12月頃 ②翌年度3月頃 ③翌々年度3月頃	議会議務局長名で各部署長、教育長、警察本部長へ照会し、各部署から議会議務局へ回答する。	机上配付	公表していない。	報告書送付後、翌年度と翌々年度にわたり回答・報告を求めている。
広島県	9月	議長名で知事及び教育委員会に照会し、知事部局においては経営企画チームが各部署の回答をとりまとめ、議会議務局にとりまとめた報告書を提出する。	報告書を議員控室へ机上配付	公表していない。	2年間（翌年度と翌々年度にわたり、回答・報告を求めている。）
山口県	予算編成後	議会議務局からの照会に対して、各部署の回答を取りまとめたものが提出される。	提言をした特別委員会の委員に手交	公表していない。	次年度予算編成に対する提言のため、1年限り。
長崎県	意見書が出された直後の定例会（通常、翌年度の6月定例会）	各特別委員会の担当部署が関係部局へ照会し、関係部局の回答をとりまとめた資料を議会議務局へ提出する。	該当する常任委員に提出	常任委員会に提出された回答資料は公表していない。提出資料に対して質疑等があった場合は議事録は県議会ホームページに掲載する。	意見書が出された直後の定例会での回答で終了する。
大分県	提言を行った次の定例会の会期中に委員会を開催し、執行部から取組状況の報告を受けている。	議長名で知事等に照会し、各部署から議会議務局に回答があった後、措置状況報告書として集約する。	委員会の場で配付	委員会の議事録をホームページに掲載する。	特に定めはなし。通常は上記の報告を受けて終了。

特別委員会の在り方について（各会派の意見）

1 設置数と特別委員会の構成員について

【本県の現状】

- ・設置数にはこだわらない（政調会申し合わせ）。
- ・議長，副議長，議選監査委員を除く議員で構成（議運決定）。
- ・各会派のバランスを考慮・配分した委員数（政調会申し合わせ）。
- ・基本的には，11月定例会の政調会で検討調整し，議運で決定（政調会申し合わせ）。
- ・平成27年12月以降，特別委員会の設置数は5つで推移している。
- ・特別委員会の構成人数は，大震災復興調査特別委員会は15人，他は10人以内。

【他県の事例】

- ・全国の平均設置数は2.92。設置対象を，特定の時節的課題に絞っている議会も見られる。
- ・構成議員数に上限がある議会の多くは，設置数が0～2で，議員1人当たりの所属委員会数は0.4未満。

問1 現在の特別委員会の設置数はどうか。

- | | |
|-------|---|
| ① 適切 | 8 |
| ② 多い | 0 |
| ③ 少ない | 0 |

いずれも全会派が一致

問2 特別委員会の設置数はどうあるべきか。

- | | |
|----------------------|---|
| ① 現状どおり，柔軟な対応を可能とする。 | 8 |
| ② 設置数を明確に定めた方がよい。 | 0 |
| ③ その他 | 0 |

問3 特別委員会の付議事件，定数の検討は，どの組織で行うべきか。

- | | |
|-------------------------------------|---|
| ① 従来どおり（各会派政務調査会長会議で検討し，議会運営委員会で決定） | 8 |
| ② 変更すべき | 0 |

問4 特別委員会に所属する議員はどうあるべきか。

- | | |
|--|---|
| ① おおむね全議員（議長，副議長，議選監査委員を除く） | 8 |
| ② 協議・調整の場（議会改革推進会議・企画広報委員会等）など他の会議との棲み分けを図る。 | 0 |
| ③ 議員の半数程度に限定する。 | 0 |
| ④ その他 | 0 |

問5 その他御意見・御提案があれば，御自由にお書きください。

○緊急な必要性がある条例づくりを中心に取組を進めるべきと思う。

2 報告書の取り扱いについて

【本県の現状】

- ・特別委員会は概ね1年サイクルである（11月定例会最終日～翌年11月定例会開会日）。
- ・特別委員会には、執行部（関係する副部長，課室長等）が出席している。
- ・調査内容及び総括・提言をまとめた報告書を作成している。
- ・作成した報告書は，各特別委員長から議長へ報告され，議長から知事等あてに書面で通知（送付）している。
- ・報告書は，執行部で情報共有され，政策立案に活用されている。

【他県の事例】

- ・5県の議会では，2月定例会や年度末に報告・提言を行い，翌年度以降，執行部に対応状況の報告・回答を求めている。

問1 執行部に対して，調査結果をどのように伝えるべきか。

- | | |
|--------------------------|---|
| ① 議長から知事等に報告書を手交する場を設ける。 | 4 |
| ② 現状どおり報告書の書面通知（送付）を行う。 | 4 |
| ③ その他 | 0 |

委員間協議において
①で一致

問2 調査結果の県政への反映状況をどのように確認すべきか。

- | | |
|----------------------------------|---|
| ① 適宜，所管の常任委員会の報告事項として報告を受ける。 | 7 |
| ② 個々の議員が一般質問や常任委員会の所管事務で質問・質疑する。 | 0 |
| ③ 改めて執行部への確認は行わなくても良い。 | 0 |
| ④ その他 | 1 |

委員間協議において
①で一致

○報告・提言に対する執行部側の回答書を求め，全ての回答書が全議員に渡るようにする。

○同メンバーで一番初めの執行部レクのような場を再度設け，執行部回答に対する質疑応答を直接行う。

問3 その他御意見・御提案があれば，御自由にお書きください。

○報告書の提言がどの様に反映されたか検証すべきである。

○超党派による調査特別委員会による議会提案が，当局の仕事に一つずつでもしっかり反映されていく仕組みの構築が不可欠だと考える。

○特別委員会の提言については，他県の事例のように執行部から回答・報告を求めたい。